

三田市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>付 則</p> <p>1～2 省略 (助成の特例)</p> <p>3 <u>施行日から平成 23 年 6 月 30 日までの間における福祉医療費の支給</u>については、老人にあっては市町村民税世帯非課税者である者(改正後の条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する助成対象者の要件を満たす者を除く。)を、<u>重度障害者及び幼児等保護者</u>にあってはこの条例による改正前の三田市福祉医療費助成に関する条例第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する助成対象者の要件を備える者(改正後の条例第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号アに規定する助成対象者の要件を満たす者を除く。)を、それぞれ助成対象者とし、<u>当該支給する福祉医療費の額は、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>老人の福祉医療費</u> 老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の 100 分の 20 に相当する額を一部負担金として控除した額(当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が 8,000 円を超えるときは 8,000 円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が 24,600 円を超えるときは 24,600 円)。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第 84 条に規定の例により高額療養費に相当する額を支給する。</p> <p>(2) <u>重度障害者の福祉医療費</u> 重度障害者の疾病(重度精神障害者については、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに 1 日につき 900 円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において 2 回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の 100 分の 10 に相当する額(保険医療機関等で連続して 3 月を超えて入院した場合にあっては、当該 3 月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において 3,600 円を限度とする。</p> <p><u>(3) 幼児等の入院療養である場合の福祉医療費</u> 医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額</p> <p><u>(4) 幼児等のうち 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者の入院以外の療養である場合の福祉医療費</u> 医療保険各法の給付が行わ</p>	<p>付 則</p> <p>1～2 省略 (助成の特例)</p> <p>3 <u>平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間における医療費の助成</u>については、老人にあっては市町村民税世帯非課税者である者(改正後の条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する助成対象者の要件を満たす者を除く。)を、<u>重度障害者</u>にあってはこの条例による改正前の三田市福祉医療費助成に関する条例第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する助成対象者の要件を備える者(改正後の条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する助成対象者の要件を満たす者を除く。)を、それぞれ助成対象者とし、<u>当該助成する医療費の額は、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>老人の医療費</u> 老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の 100 分の 20 に相当する額を一部負担金として控除した額(当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が 8,000 円を超えるときは 8,000 円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が 24,600 円を超えるときは 24,600 円)。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第 84 条に規定の例により高額療養費に相当する額を助成する。</p> <p>(2) <u>重度障害者の医療費</u> 重度障害者の疾病(重度精神障害者については、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次に掲げる額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに 1 日につき 900 円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において 2 回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の 100 分の 10 に相当する額(保険医療機関等で連続して 3 月を超えて入院した場合にあっては、当該 3 月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において 3,600 円を限度とする。</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(4) 削除</u></p>

れた場合において、被保険者等負担額に相当する額

4 省略

5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、付則第3項第2号から第4号までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

6 省略

4 省略

5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、付則第3項第2号の規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

6 省略